条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成20年度
条例名	神奈川県自然環境保全審議会条例		
条例番号	昭和48年神奈川県条例第５号	法規集	第５編第２章第１節
所管部局室課	環境農政部緑政課		
条例の概要	自然環境保全法第51条第３項の規定に基づき、神奈川県自然環境保全審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		

	視点	検討内容	備考
検討	必要性 （現在でも必要な条例か。）	自然環境保全法第51条第１項により都道府県に設置することとされている自然環境保全審議会について、同条第３項に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	神奈川県自然環境保全審議会は、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することを目的に設置されたものであり、本県の自然環境保全施策を推進する上で有効に機能している。	過去の開催状況 20年度　１回 （部会　自然保護部会１回・温泉部会２回） 19年度　１回 （部会　自然保護部会・温泉部会各２回） 18年度　１回 （自然保護部会３回、温泉部会２回）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	神奈川県自然環境保全審議会委員は、学識経験者、議会代表、行政関係者（自治体の首長）からなる委員で組織され、自然保護部会（20名）と温泉部会（10名）のそれぞれにおいて、必要とされる専門的知識を有する委員により、効率的な調査審議が行われている。	学識経験者　19名 議会代表　７名 行政関係　４名
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	審議会を原則公開とすることで、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。 また、審議することとしている自然環境の保全に関する重要事項については、「神奈川力構想」の環境の分野における基本方向「自然環境の保全・再生と活用」に関する事項であり、「神奈川力構想」の考え方に合致している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	自然環境保全法の規定に基づき、神奈川県自然環境保全審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		

		理由	特記事項
見直し結果	**（〇）改正・廃止の必要はない。** 改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	

次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有　**（無）**